

## つばめししゅわげんご ふきゅうとう すいしん かん じょうれい 燕市手話言語の普及等の推進に関する条例

しゅわは、てゆび からだ うご ひょうじょう つか しかくてき ひょうげん げんご  
手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。  
ろう者は、ものごと かんが ちしき たくわ また ぶんか そうぞう  
ろう者は、物事を考え、知識を蓄え、又は文化を創造するために、手話を  
たいせつ はぐく  
大切に育んできた。

しかし、か ことには ぜんこく のろう がっこう でしゅわ のしょう がじじつじょうきんし  
しかし、過去には全国のろう学校で手話の使用が事実上禁止されるなど、  
しゃかい のしゅわ たい りかい とぼ しゅわ げんご しょう かんきょう  
社会の手話に対する理解の乏しさから、手話を言語として使用する環境が  
じゅうぶん ととの れきし しゃ おお ふべん  
十分に整えられてこなかった歴史があり、ろう者は、これまで多くの不便  
ふあん かか せいかつ  
や不安を抱えながら生活してきた。

こうした中、なか へいせい ねん ねん こくさいれんごうそうかい さいたく しょうがいしゃ  
こうした中、平成18年(2006年)に国際連合総会で採択された障害者の  
けんり かん じょうやく げんご しゅわ ほか ひおんせいげんご ふく  
権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むこと  
めいき こくさいてき しゅわ げんご みと くに  
が明記され、国際的に手話が言語であることが認められた。わが国において  
へいせい ねん しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう かいせい へいせい ねん  
も、平成23年に障害者基本法(昭和45年法律第84号)を改正し、平成26年に  
どうじょうやく ひじゅん しゅわ げんご めいかく いち  
同条約を批准したことにより、手話が言語として明確に位置づけられること  
となった。

つばめし しゅわつうやくしゃ はけん いくせい いしそつう しえん  
燕市においても、手話通訳者の派遣や育成をはじめとする意思疎通の支援  
かん じぎょう じっし しゃ しゃかいさんか えんかつ ほか とりくみ すす  
に関する事業を実施し、ろう者の社会参加が円滑に図られるよう取組を進め  
ており、また、しみんかつどう しゅわ げんご しゅわ ふきゅうかつどう  
ており、また、市民活動においても、手話サークルによる手話の普及活動が  
おこな  
行われてきた。

このような手話に対する理解がより重要となってきた状況(じょうきょう)を踏まえ、  
つばめし しゅわ かん しさく いっそうすいしん しゅわ げんご にんしき ちと  
燕市は手話に関する施策を一層推進し、手話は言語であるとの認識に基づき、  
しゅわ ろう者 たい りかい ふか しみん ちいき ささ あ たが  
手話やろう者に対する理解を深め、すべての市民が地域で支え合い、互いの  
こせい じんかく そんちよう あ とも い ちいきしゃかい じつげん めざ  
個性と人格を尊重し合い共に生きることができる地域社会の実現を目指し、  
この条例(じょうれい)を制定(せいてい)する。

もくてき  
(目的)

だい じょう  
第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい  
かんきょう こうちく かん きほんりねん さだ し せきむなら しみんおよ じぎょうしゃ  
環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の  
やくわり あき しゅわ かん しさく そうごうてき けいかくてき  
役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に  
すいしん しみん しゅわ しゅうとくきかい かくほ ほか すべ しみん たが  
推進し、市民の手話の習得機会の確保を図り、もって全ての市民が互い

この個性と人格を尊重し合い共に生きる地域社会の実現に寄与することを  
目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、主に手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の構築は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人の、手話による意思疎通を円滑に図る権利を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境とする施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話やろう者に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる施策について定め、推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者その他関係者の意見を聞く機会の確保に努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者及び手話に関わる団体と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第9条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第11条 市は、要約筆記その他の多様なコミュニケーション手段の利用を推進し、ろう者やその他意思疎通が困難な障がい者の特性に応じた円滑な支援に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。